

様式 1

整理番号

健康－法申－46

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課 (担当) 名	同上
処分の名称	管理者を医療法人の理事に加えない認可申請
概 要	2以上の病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者について、大阪市保健所長の認可を受けた場合は、医療法人の理事に加えないことができます。
根拠法令等 及び条項	医療法第46条の5第6項
審査基準	大阪市保健所長が認可した場合
標準処理期間	20日
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	